

低入札価格調査対象工事の現場における モニターカメラの設置 取り組み概要

<目的>

東北地方整備局における公共工事の品質確保に向けての当面の取り組みの一環として、低入札価格調査制度対象工事の現場にモニターカメラを設置し、監督体制の強化（施工状況の把握等）を図る。

<モニターカメラの設置>

モニターカメラは、各工事の入札契約時に低入札価格調査制度調査対象工事となった場合に、当該工事現場に設置等を行うものとする。

カメラは工事現場の全体的な状況を把握するために1台設置を原則とし、現場の状況等必要に応じて増設等を実施する。

<対象工事>

モニターカメラの設置対象工事は、原則、予定価格2億円以上の低入札価格調査制度調査対象工事とし、既契約工事で施工中の場合であっても設置対象とする。

モニターカメラ設置のイメージ

